

一方的休日出勤反対！ シリーズ④

「休日労働には承諾が必要！」 労基署がアドバイス

過日、本部および新幹線地本の役員が、一方的休日出勤について東京三田の労働基準監督署に相談に行きました。労働基準監督署からのアドバイスを紹介します。



労基署

あくまでも休日労働は、**契約以外の労働**を命じるわけであるから、**必要最小限に限定**すべきは当然。労働者側に、しかも労働者に何の相談もなく、私生活に重大な影響を生じるわけなので、本来あるまじきこと。**最低限労働者の承諾というものは必要**である。



一方的休日出勤はやってはならない！



労基署

会社には**安全配慮義務**がある。もし休日労働をさせて、事故あるいは健康上の問題が生じた場合に、会社は責任を問われる。会社が健康状態が思わしくないと分かっている、さらに**過重労働**をさせたとなれば、**安全配慮義務違反**となる。



何かあったときの会社の責任は重大！

【参考】安全配慮義務

労働契約法第5条では、「使用者は労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする」として、使用者が労働者に対して負うべき労働契約上の付随義務を定めています。これを「安全配慮義務」と呼びます。使用者がこの義務を怠り、労働者に損害が発生した場合、使用者は労働者に対して損害賠償責任を負うことになります。